

選挙管理委員会会議録

1 会議名	令和3年第3回長岡市選挙管理委員会
2 開催日時	令和3年3月1日（月曜日） 午前9時から午前9時40分まで
3 開催場所	さいわいプラザ5階 選挙管理委員会事務局
4 出席者	(委員) 鷺尾 純一 委員長 高橋 恵子 委員長職務代理者 小方 久男 委員 入沢 與吉 委員 (事務局) 武事務局長 綿貫次長 安達庶務係長 小林選挙係長
5 欠席者	なし
6 会議に付した事項	(1) 報告 ・新潟県内市選挙管理委員会連合会事務局長会議（運営：上越市） 書面による議題審議 (2) 議案 第6号 選挙人名簿の抹消について 第7号 選挙人名簿の登録について 第8号 長岡市選挙管理委員会事務局の組織及び処務規程の一部改正について (3) 協議 ・令和3年度選挙管理委員会当初予算案の概要について ・明るい選挙出前講座の実施について ・大学新入生選挙ガイダンスの実施について
7 会議結果の概要	議案第6号から第8号まで 原案のとおり決定

8 会議の経過	
委員長	ただいまから、令和3年第3回長岡市選挙管理委員会を開催する。 報告事項の説明を求める。
事務局長	報告事項を説明
委員長	議案第6号選挙人名簿の抹消についてを議題とする。説明を求める。
選挙係長	議案第6号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第6号について、原案のとおり決することに異議ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第6号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第7号選挙人名簿の登録についてを議題とする。説明を求める。
選挙係長	議案第7号を説明
委員長	質疑、意見はないか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第7号について、原案のとおり決することに異議ないか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)
委員長	議案第7号は、原案のとおり決した。
委員長	議案第8号長岡市選挙管理委員会事務局の組織及び処務規程の一部 改正についてを議題とする。説明を求める。
庶務係長	議案第8号を説明
委員長	質疑、意見はないか。
委員長	大きな変更になるのか。
事務局長	組織として捉えると大きな変更に見えるかもしれないが、実際の実務から見ると、選管事務局は少人数なので、今までも班体制と同じような協力体制で業務を進めてきた。係といっても選挙係と庶務係の2人ずつしかいないので、大量の業務を扱うには2人では無理なので、選挙のときなど場合によっては次長も含めて5人で同じ業務を行うなど対応している。そういう意味では今まで選管で行ってきた業務のやり方を追認するような形で今回班体制ということで変更する内容になっている。
委員長	選管事務局職員の職名は変更はないのか。
次長	事務局長、次長は変更はない。係長は、選挙担当係長・庶務担当係長という名称になり、配下に2人の職員がいてそれぞれの業務ごとで協力しながら事務を行っていく。
委員長	実務に関しては変更ないということによいか。

<p>事務局長 委員 次長</p>	<p>そのとおり。 課員がより柔軟に働ける体制ということか。 それぞれの担当係長が受け持つ仕事があるが、仕事によってボリュームが異なるので、配下の課員への仕事の割り振りを柔軟に行えるようになる。</p>
<p>委員 委員長</p>	<p>1人に負担をかけないようにしようという意味合いもあると思う。 議案第8号について、原案のとおり決することに異議ないか。 （「異議なし」と呼ぶ者あり）</p>
<p>委員長 委員長</p>	<p>議案第8号は、原案のとおり決した。 協議事項の説明を求める。</p>
<p>事務局長・庶務係 長</p>	<p>協議事項を説明</p>
<p>委員長</p>	<p>令和3年度長岡市当初予算案（選挙管理委員会関係）の概要が示されたが、市民の目からすると選挙は投票率が高ければそれなりの評価があるが、投票率がなかなか上がらない状態のなか経費は上がっていくという状況を踏まえ、どうやって投票率を上げていくか日頃の活動が大事だと思う。投票率が低い状況が続く中で、経費が膨らんでいるというのは、何かしら問題として指摘されるような気がする。</p>
<p>委員長</p>	<p>明るい選挙出前講座の実施について、出前講座のことが新聞に掲載されることがあるが、実施した学校のなかでは話題になるし、他のところでも注目されるので、学校に出前講座の募集をするときに新聞の掲載記事を添付してはどうか。学校の中でやったことが新聞に掲載されるというのは、子どもたちも関心を向けたりすると思う。</p>
<p>事務局長</p>	<p>周知のやりかたは、工夫検討をしていきたい。</p>
<p>委員長</p>	<p>これにて、令和3年第3回長岡市選挙管理委員会を閉会する。</p>
<p></p>	<p>長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。</p>
<p></p>	<p>委員長 _____</p>